

大和町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

第1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）が施行され、町は公共建築物における木材の利用拡大を図るため、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第9条第1項の規定に基づき、宮城県が定めた「宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針（平成23年10月7日策定）」に即して、大和町の公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し必要な事項を定めるものである。

第2 公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項

1 公共建築物における木材利用の促進の意義と効果

木材利用の促進は、林業・木材産業の振興を通じて、森林の適正な整備による国土の保全、水源のかん養等の森林の有する多面的機能の発揮や、地域経済の活性化及び雇用の創出に資するものであるとともに、木材が再生可能な資源で製造時のエネルギー消費が低く、長時間にわたって炭素を貯蔵できる資材であることから、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止に貢献することも期待される。

公共建築物は、広く町民一般の利用に供されるものであることから、木材利用の促進を図ることにより、これら公共建築物を利用する多くの町民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であり、公共建築物における木材の利用拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料等としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 木材利用を促進する公共建築物

「公共建築物」とは、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館、集会所等）、公営住宅、庁舎等の建築物が含まれる。

3 町が整備する公共建築物における木材利用の推進

（1）施設の木造・木質化の推進

町が行う公共建築物の整備に当たっては、関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、積極的に木造・木質化を推進する。

なお、木材利用の観点から、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文房具の消耗品については、木材をその原材料として使用したものの利用促進を図る。

（2）地域材利用の推進

木造・木質化に当たっては、地域材（町内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「大和町産材」又は県内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「県産材」）を積極的に活用し、構造耐力上主要な部分に用いる製材及び丸太の規格は、原則として、「優良みやぎ材」、JASの規格に適合するもの等を利用する。

(3) 公共土木工事等における木材利用の推進

町は、公共性の高い施設を整備する際は建築物のみならず、公共土木工事等においても木材の利用推進に努める。

3 町以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進

町以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、整備主体に対し木材利用の促進を広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

4 町民の理解の醸成

公共建築物は、広く町民の利用に供されるものであり、見る、触れるなどにより木材の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。公共建築物において木材利用を促進し、その取組を情報発信することにより、木材の特性や木材利用の意義について町民の理解の醸成を図るよう努める。

第3 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、低層の公共建築物について、原則として木造化を図る。また、エントランスホール、窓口等、町民の目に触れることが多いと考えられる箇所のうち内装の木質化が適切と判断される部分については、内装の木質化を推進する。

さらに、町が整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進に努める。

第4 その他

1 県推奨材等の積極的な活用

町は、公共建築物を整備する者だけでなく、森林所有者、素材生産者、製材業者、その他の関係者や木材利用の推進に努める設計者等と連携し、県推奨材利用のワンストップ窓口である「みやぎ材利用センター」を活用して地域材の利用拡大に努める。

2 公共建築物の整備等におけるコスト面の検討

木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの縮減を図る。

また、公共建築物の整備の際には、建築物や備品について計画・設計段階から建設コストだけでなく、維持管理や解体・廃棄までのライフサイクルコストを十分検討し、利用者のニーズや木材による付加価値等を含めて総合的に判断して木材の利用に努める。